

訴 状

平成27年9月2日

大阪地方裁判所 民事部 御 中

原告訴訟代理人 弁 護 士 尾 崎 博 彦

同 弁 護 士 五 條 操

同 弁 護 士 赤 松 純 子

同 弁 護 士 松 尾 善 紀

同 弁 護 士 忠 政 貴 之

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

貸衣装契約解約金条項使用差止請求事件

訴訟物の価額 金1,600,000円

ちょう用印紙額 金 13,000円

第1 請求の要旨

- 1 被告は、消費者との間で、貸衣装契約を締結するに際し、解約時に消費者が負担する解約金について、別紙契約条項目録記載の条項を内容とする意思表示を行ってはならない。
- 2 被告は、前項記載の条項が記載された契約書ひな形が印刷された契約書用紙を破棄せよ。
- 3 被告は、その従業員らに対し、下記の内容を記載した書面を配布せよ。

記

富久屋マネージメント株式会社は、消費者との間で貸衣装契約を締結するに際し、別紙契約条項目録記載の解約金条項を含む意思表示を行いませんので、当社が当該解約金条項を使用した貸衣装契約を行うための事務一切は行わないようにし、当該解約金条項が記載された契約書用紙は全て破棄してください。

- 4 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに第1項ないし第3項について仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

(1) 原告は、2007年（平成19年）8月23日、消費者契約法第13条に基づいて内閣総理大臣の認定を受け（甲第1号証の1）、2013年（平成25年）8月6日に認定の更新を受けた適格消費者団体である（甲第1号証の2）。

(2) 被告は、結婚式用の衣装等の賃貸を業とする株式会社である（甲第2号証）。

2 被告の貸衣装契約と解約金条項

(1) 被告は、不特定かつ多数の消費者との間で、結婚式用の貸衣装契約（以下「本件契約」という）を締結している。

被告が消費者との間で本件契約を締結するに際して、消費者に対して交付する被告作成の書面（以下、「本件書面」という）には、「ご解約について」「ご契約後のご解約につきましては下記の通り、解約手数料が発生します。」との記載（不動文字の印刷）があり、本件契約締結後、消費者の都合により中途解約がなされる場合には、被告が、当該消費者から、解約の申し入れがあった時期により、下記の解約金を徴収することが定められている（以下、「本件解約金条項」という。甲第4号証）。

記

消費者からの解約申入時期	解約金の額
①契約日からご使用の30日前まで	契約金額の30%
②ご使用の29日前から同10日前まで	同40%
③ご使用の9日前から同2日前まで	同50%
④ご使用日の前日及び、ご使用の当日	全額（契約金額の100%）

(2) 被告は、本件解約金条項に基づき、本件契約締結後に解約を申し入れた消費者に対し、解約がなされた時期に応じて算出（契約金額の30%～1

00%)される解約金を徴収する(契約締結時に徴収した契約代金の内金を相殺処理する方法により徴収することが多い)という運用を現に行い、今後も同じ運用をなすものと思われる。

原告は、本件解約金条項のうち、少なくとも上記①(消費者からの解約申し入れが契約日から使用日(=挙式日)の30日前までになされた場合に、契約金額(=衣裳代金)の30%の金員を解約金として消費者から徴収する条項。以下、「本件解約金条項①」という)については、消費者契約法第9条第1号により無効であるから、同法第12条第3項に基づき、被告の本件解約金条項①を含む消費者契約たる本件契約の申込み又は承諾の意思表示の差止め等を求めるものである。

3 本件解約金条項①が消費者契約法第9条1号により無効であること

(1) 本件解約金条項①は、被告が本件契約を締結するに際して消費者に対して交付される本件書面に記載されており、消費者側の都合による解約に当たっては、この記載に従った解約金の徴収が行われることから、消費者契約である本件契約に含まれている。

(2) また、本件解約金条項①は、本件契約が消費者の都合により解約される際に、被告が、当該消費者から「解約手数料」として解約金を徴収することを定めるものである。

よって、本件解約金条項①の法的性質は、消費者契約法第9条第1号で定める「消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」に該当する。

(3) 同法第9条第1号は、「…これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの」については、「当該超える部分」について無効とすると定めている。

本件解約金条項①は、本件契約締結日以後、当該契約の目的である衣装

が着用（使用）される結婚式の30日前まで（本件書面では「ご契約日からご使用の30日前まで」との記載がある）の期間において、消費者の都合により解約がなされる場合に、一律に、契約金額の30%の金額を消費者から損害賠償又は違約金として徴収するという内容となっている。

一般に結婚式用の貸衣装契約は、実際の挙式日（使用日）よりも相当程度以前に締結されることが多く、本件契約についても契約日から挙式日までの期間が1年を超える場合も少なくない。

例えば、2016年（平成28年）1月1日に、翌年である2017年（平成29年）6月1日に举行される結婚式で使用する本件契約が金50万円で締結されたと仮定する。

この場合、

ア 契約締結当日（2016年（平成28年）1月1日）に消費者が解約を申し入れた場合

イ 結婚式の行われる日の30日前の日である2017年（平成29年）5月1日に消費者が解約を申し入れた場合（契約締結後約1年4ヵ月後に解約申し入れがなされた場合）

いずれの場合も、解約をした消費者が被告に対して支払わなければならない解約金の額は、契約金額50万円の30%である金15万円と同額になる。

（4）本件解約金条項①による解約金を消費者から徴収することの根拠として被告が考える主な事情は以下の2点であると推測される。

ア 中途解約が生じた場合における当該商品（解約となった契約の対象である衣装のこと）の再契約の可能性が困難又は不可能になること

消費者からの申出による解約があった場合に、被告が当該消費者から契約代金を一切受け取れなくなるとすれば、被告は「当該商品を当該挙式日及びその前後一定期間（納品準備及びクリーニングのために要する期間。1週間程度と思われる）に利用する（貸し出す）」機会が喪失す

るにもかかわらず、解約にかかる契約代金を一切受け取ることができなくなるということを意味する（当該商品が一点物である場合。同一の商品が複数ある場合は別論）。

この場合、被告は、かかる機会の喪失を回復して解約された契約代金を全額受け取ることができるようにするためには、「当該商品を当該挙式日及びその前後一定期間に利用する（貸し出す）」という内容の契約を別の顧客と改めて締結する必要がある。

しかし、そのような別の契約を改めて締結することは著しく困難又は不可能であり、結局、解約にかかる契約代金全額を受け取ることができなくなるという「損害」が生じるので、その損害を填補するため、解約を申し出た消費者から解約金を徴収する必要がある。

イ 長期間拘束により顧客獲得機会を喪失すること

本件契約を締結すると、被告は、契約日から挙式日までの間、「当該商品を、挙式日及びその前後一定期間において、他の顧客に貸し出す」という内容の契約を締結することができなくなる（当該商品が一点物である場合。同一の商品が複数ある場合は別論）。

換言すれば、本件契約を締結すると、契約日から挙式日までの間において、別の顧客から、「当該商品を当該契約で定められた挙式日及びその前後一定期間に借り受けたい」という申込みがあったとしても、被告はこれを断らなければならないことになる。

ところが、本件契約締結後、消費者の都合による解約が生じ、その解約の場合に、解約にかかる契約代金を一切取得できないことになると、当該商品について契約締結後、解約までの間に、同内容の契約の申込みがあった場合にこれを断ってきたことが結局は無駄になってしまい、「顧客獲得機会の喪失」という損害が発生する（契約日から解約日までの期間が長ければ長いほど、「顧客獲得機会の喪失」の可能性も大きくなる）ので、その損害を填補するため、解約を申し出た消費者から解約金を徴

収める必要がある。

以上ア、イについて以下検討する。

(5) まず、アについて、本件契約が途中で解約された場合、被告は、当該商品を当該挙式日及びその前後一定期間において他の顧客に貸し出すという契約を締結することができるようになる。

したがって、被告は、解約時以降、別の顧客に対する営業活動を行うことによって、当該商品を解約された契約における挙式日及びその前後一定期間において貸し出すという内容の新たな契約を締結することが可能となり、これによって「損害」を回復することが十分に可能である。

ただ、解約が挙式日とあまりに近接した時期になされる場合には、解約日と挙式日までの期間が短いので、新たな契約を締結することが著しく困難になることがあり得ないとはいえない。

しかしながら、本件解約条項①は、解約日から挙式日までの期間がいかに長期であっても、挙式日から遡って30日以上前の時点での解約であれば、一律に30%の違約金を徴収するものであり、解約日から挙式日までの間の別の顧客に対する営業活動による再契約の可能性の程度を考慮することなく、一律に同一の違約金の料率を設定しているものであり、「平均的な損害」を超えることは明らかである。

(6) 上記イについて。

被告を含めた貸衣装業者は、結婚式用の貸衣装契約については、挙式日から相当長期間遡った時点において契約を締結させることが多い。

このように、挙式日から長期間遡った時点で契約をさせることが多い理由は、「貸衣装は全ていわゆる一点物であり、（同じ商品を同一挙式日に複数の顧客に対して提供することができないことから）挙式日から長期間遡った時点で、つまり、早めに契約をしないと、他の顧客に取られてしまう」などと勧誘して早期に契約を締結させ、早期の売上を獲得しようという、被告を含めた事業者側の利益があるからである。

つまり、結婚式用の貸衣装契約において、契約日から挙式日までの間が長期間にわたることが多いことの原因は、専ら、被告を含めた貸衣装業者側の都合によるものであることは明らかである。

このように、契約日から挙式日までの長期間顧客を拘束させる理由は専ら事業者側の都合によるものである。

したがって、契約日から挙式日までの期間が長期に及び、その間、前記「顧客獲得可能性の喪失」が生じることの原因は、事業者の都合による早期の契約締結・早期売上の獲得の反射的效果に過ぎず、到底「損害」に値するものとはいえない。

(7) 以上より、少なくとも、解約日から挙式日までの期間の長短を問わず、顧客獲得機会の喪失による損害が、一律に契約額の30%に達することなど到底考えられない。

4 以上より、本件解約金条項①は、消費者契約法第9条第1号に反し無効であり、同法第12条第3項により、同条項を含む意思表示が停止されるべきである。

また、かかる無効な解約金条項による意思表示の停止、予防のためには、さらに以下の措置が必要である。

(1) 被告は、本件解約金条項①が記載された契約書用紙等の書面を破棄すること。

(2) 被告は、その従業員らに対し、下記の内容を記載した書面を配布すること。

記

富久屋マネージメント株式会社は、消費者との間で結婚式用貸衣装契約を締結するに際しては、別紙契約目録記載の本件解約金条項を含む意思表示を行いませんので、当社が本件解約金条項を使用した契約を行うための事務は一切行わないようにするとともに、当該解約金条項が記載

された契約書用紙等の書面は全て破棄して下さい。

5 原告は、被告に対して、2015年（平成27年）7月30日、消費者契約法第41条第1項に基づき、本件解約金条項①は消費者契約法第9条第1号に違反するものであるから、消費者との間で本件貸衣装契約を締結するに際し、この解約金条項①を含む契約の申込み又は承諾の意思表示を行わないこと、同内容が記載された契約書ひな形等の書面を破棄すること、及びこれらを従業員らに周知させ、解約金条項についての意思表示を行わないように指示することを書面にて請求し、同書面は同年同月31日被告に到達した（甲3号証1及び2）。

したがって、原告は、同年8月7日の経過をもって、消費者契約法第40条第1項による被告に対する提訴要件を満たした。

6 よって、原告は、被告に対し、消費者契約法第12条3項本文に基づき、消費者との本件貸衣装契約を締結するに際し、請求の要旨第1項の内容を含む意思表示を行わないこと、同内容の条項が記載された契約書ひな形が印刷された契約書を破棄すること及びこれらを被告の従業員に対し指示することなどを求めて本訴に及んだ次第である。

以 上

証 拠 資 料

証拠説明書記載のとおり。

添 付 書 類

- | | | |
|---|---------------------------------|-------|
| 1 | 甲号証写し | 各 1 通 |
| 2 | 資格証明書（被告分は甲号証に含む） | 各 1 通 |
| 3 | 適格消費者団体として認定をした旨の通知書の写し（甲号証に含む） | 1 通 |
| 4 | 委任状 | 1 通 |

(別紙)

当 事 者 目 録

〒540-0033

大阪府中央区市町一丁目1番1号 天満橋千代田ビル

原 告 特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

原告代表者理事 榎 彰 徳

〒530-0047

大阪府北区西天満4丁目1番5号 若松町センタービル4階

尾崎法律事務所(送達場所)

原告訴訟代理人 弁 護 士 尾 崎 博 彦

TEL06-6316-8855 FAX06-6316-8850

〒550-0002

大阪府西区江戸堀1-17-14 肥後橋SSKビル4階

江戸堀総合法律事務所

同 弁 護 士 赤 松 純 子

〒541-0041

大阪府中央区北浜2丁目5番13号 北浜平和ビル4階

弁護士法人松尾・中村・上法律事務所

同 弁 護 士 松 尾 善 紀

〒530-0047

大阪府北区西天満5丁目16番15号 エイワンビル4階

村上・新村法律事務所

同 弁 護 士 忠 政 貴 之

〒541-0043

大阪府中央区高麗橋2丁目4番4号 公洋ビル7階

はるか法律事務所

同 弁 護 士 五 條 操

〒604-8175

京都市中京区室町通御池下ル円福寺町342-1 VOICE 21ビル2階

二之宮義人法律事務所

同 弁 護 士 二 之 宮 義 人

〒543-0031

大阪市天王寺区石ヶ辻町18番14号 フクヤビル6階

被 告 富久屋マネージメント株式会社

被告代表者代表取締役 津 郷 泰 富

(別紙)

契約条項目録

被告と顧客とのあいだで締結される結婚式に着用するウェディング用衣装のレンタル契約（以下「本件貸衣装契約」という）における消費者の都合による解約（以下「取り消し」と言う）の場合の「取り消し料」を申し受ける旨の約款

消費者からの解約申入時期	解約金の額
① 契約日からご使用の30日前まで	契約金額の30%

以 上